令和3年度集団指導資料

指導・監査について

福祉総務課　指導監査係

・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設
・介護医療院・短期入所生活介護・短期入所療養介護
・特定施設入居者生活介護・認知症対応型共同生活介護
・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

目次

１　令和3年度実地指導において指摘・指導の多かった項目について

令和3年度の実地指導において、指摘・指導の多かった項目です。項目ごとに、「・」は実地指導の際に確認された内容、「⇒」は指導に伴う留意事項及び具体例などを記載しています。

２　その他運営上の留意事項について

運営上の留意事項について記載しています。

３　基準条例にかかる経過措置について

令和3年4月1日の基準条例改正において、令和6年3月31日までの経過措置とともに定められた項目について記載しています。

１　令和３年度実地指導において指摘・指導の多かった項目について

１　令和3年度　実地指導において指摘・指導の多かった事項

＜運営基準＞

⑴ 内容及び手続の説明及び同意

・運営規程等の利用料に関する内容が、2割、3割負担の利用者に対応できていない。

⇒利用料については、１～3割負担の利用者に対応した内容にしてください。

⑵ 介護の取扱方針【ショートステイを除く】

・身体的拘束等の適正化のための研修が定期的に実施されていない。

⇒定期的な実施（年2回以上）、新規採用時は必ず実施してください。

研修以外にも

①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果を介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

②身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

を実施してください。

１　令和3年度　実地指導において指摘・指導の多かった事項

＜運営基準＞

⑶ 計画の作成

・サービス担当者会議について、医師に意見を求めていない。

⇒主治医が参加することが難しい場合は、事前に主治医の意見を聴取し、参加した専門職で共有して会議録に残してください。

⑷ サービスの提供の記録

・計画に従ったサービスの実施状況を記録していない。

⇒計画にある目標を達成するために提供した具体的なサービス内容や利用者の心身の状況等を記録してください。

＜介護報酬＞

⑴ 医療連携体制加算【GH】及び夜間看護体制加算【特定】

・重度化した場合の指針を定めていない。

⇒重度化した場合の対応に係る指針を定め、利用者又はその家族等に対して、指針の内容を説明し、同意を得てください。

1　令和3年度　実地指導において指摘・指導の多かった事項

＜介護報酬＞

⑵ サービス提供体制強化加算

・職員の割合の算出を行っていない。

⇒毎年度、前年度（3月を除く。）の勤務実績を基に算定要件を満たすかどうかを確認する仕組みを整えてください。

（参考様式付表5-1）　　サービス種類（　　）

○サービス提供体制強化加算用従業者常勤換算一覧表　　事業所・施設名（　　）

（介護福祉士を一定割合以上雇用している事業所用）

【　　年　　月末現在】

職種	氏名	従業者の資格取得状況 保有資格 資格取得年月日	各月常勤換算数 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	常勤換算数平均
			換算数 勤務	換算数 勤務	換算数 勤務	換算数 勤務	換算数 勤務	換算数 勤務	換算数 勤務	換算数 勤務	換算数 勤務	換算数 勤務	換算数 勤務	
		介護福祉士 年　月　日												
		介護福祉士 年　月　日												
		介護福祉士 年　月　日												
		介護福祉士 年　月　日												
		介護福祉士 年　月　日												
		介護福祉士 年　月　日												
		介護福祉士 年　月　日												
		介護福祉士 年　月　日												
		介護福祉士 年　月　日												
		介護福祉士 年　月　日												
		介護福祉士 年　月　日												
		① 介護職員の総数（常勤換算）												
		② ①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）												
		③ ②の①の者の割合　②÷①　（%）												

添付書類　資格を証明するものの写し（介護福祉士登録証等）

※確認には、【サービス提供体制強化加算用従業者常勤換算一覧表】（長崎市のHP掲載あり下記URL）を是非ご活用ください。

居宅サービス
https://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/380000/382000/p001822.html

リンク後、「サービス提供体制強化加算に関する届出書」をクリックしてください。

地域密着型サービス
https://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/380000/383000/p001835.html

リンク後、サービス名をクリックしてください。

施設（事業所）における自己点検が重要となります。

自己点検票ダウンロード

長崎市ホームページHOME> 事業者・産業振興>高齢者・介護保険・障害福祉>指導監査>介護保険事業者実地指導提出様式（令和3年度）

https://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/380000/386000/p036813.html

サービス名をクリックすると自己点検票がダウンロード出来ます。

２　その他運営上の留意事項について

２　その他運営上の留意事項について

・ハラスメント対策について

＜各施設（事業所）で留意していただきたい事項＞

ア　事業主が講ずべき措置の具体的内容

(ア) 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

(イ) 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

イ　事業主が講じることが望ましい取組について

(ア) 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

(イ) 被害者への配慮のための取組

(ウ) 被害防止への取組

ハラスメント対策に関する厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

３　基準条例にかかる経過措置について

３　基準条例にかかる経過措置について

令和６年３月３１日まで経過措置がある項目

⑴ 業務継続計画の策定等

⑵ 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

⑶ 虐待の防止

⑷ 認知症介護に係る基礎的な研修

3　基準条例にかかる経過措置について

(1) 業務継続計画の策定等

業務継続計画（BCP）

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

ア 感染症に係る業務継続計画

（ア）平時からの備え
- a 体制構築・整備
- b 感染症防止に向けた取組の実施
- c 備蓄品の確保等

（イ）初動対応

（ウ）感染拡大防止体制の確立
- a 保健所との連携
- b 濃厚接触者への対応
- c 関係者との情報共有等

イ 災害に係る業務継続計画

（ア）平常時の対応
- a 建物・設備の安全対策
- b 電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策
- c 必要品の備蓄等

（イ）緊急時の対応
- a 業務継続計画発動基準
- b 対応体制等

（ウ）他施設及び地域との連携

※必要に応じて計画の変更を行う

3　基準条例にかかる経過措置について

＜業務継続計画の策定等＞

厚生労働省のホームページに
「ひな形」「ガイドライン」「様式ツール集」が
掲載されています。

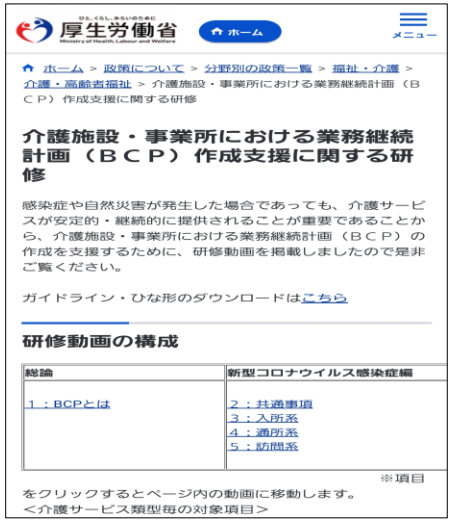
厚生労働省

ホーム　メニュー

ホーム ＞ 政策について ＞ 分野別の政策一覧 ＞ 福祉・介護 ＞ 介護・高齢者福祉 ＞ 介護施設・事業所における業務継続計画（ＢＣＰ）作成支援に関する研修

介護施設・事業所における業務継続計画（ＢＣＰ）作成支援に関する研修

感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、介護施設・事業所における業務継続計画（ＢＣＰ）の作成を支援するために、研修動画を掲載しましたので是非ご覧ください。

ガイドライン・ひな形のダウンロードはこちら

研修動画の構成

総論	新型コロナウイルス感染症編
1：BCPとは	2：共通事項 3：入所系 4：通所系 5：訪問系

※項目

をクリックするとページ内の動画に移動します。
＜介護サービス類型毎の対象項目＞

【厚生労働省のホームページ】
介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）
作成支援に関する研修

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

---

【参考】

・ハザードマップ　https://www.pref.nagasaki.jp/sb/gis/agree.php

・長崎市地域防災計画・長崎市水防計画（基本計画編）
　第１章 総則－第3節 長崎市の地震被害の想定、第4節 津波浸水想定の設定
https://www.city.nagasaki.lg.jp/bousai/210004/210002/p027675_d/fil/daiichisousoku2.pdf

・長崎市地域防災計画・長崎市水防計画（資料編）
　09_水防計画１　※河川ごとに予想される被害状況の記載があります
https://www.city.nagasaki.lg.jp/bousai/210004/210002/p027676.html

3　基準条例にかかる経過措置について

＜業務継続計画の策定等＞

ウ 研修

(ｱ) 内容

・計画の具体的内容を職員間に共有
・平常時の対応の必要性
・緊急時の対応に係る理解の励行

(ｲ) 頻度

・定期的（年２回以上）
※ショートステイは年１回以上
・新規採用時

※ 感染症については、「感染症の予防及びまん延防止のための研修」と一体的に実施することも差し支えない

エ 訓練（シュミレーション）

(ｱ) 内容

・施設（事業所）内の役割分担の確認
・感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等

(ｲ) 頻度

・定期的（年２回以上）
※ショートステイは年１回以上

※ 感染症については、「感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」と一体的に実施することも差し支えない

※ 災害については、「非常災害に係る訓練」と一体的に実施することも差し支えない

※ 訓練の実施方法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施すること

※研修及び訓練について、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない

3　基準条例にかかる経過措置について

⑵ 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）

（ア）開催頻度

・おおむね６月に１回以上
・感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催

（イ）構成メンバー

・感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種
・メンバーの責任及び役割分担を明確にする
・感染対策担当者を決めておく

※（地域密着型）特養、老健、療養型医療施設、介護医療院については「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止」 として、おおむね３月に１回以上委員会を開催

※ 他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない

※ 他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない

3　基準条例にかかる経過措置について

＜感染症の予防及びまん延の防止のための措置＞

イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

（ア）平常時の対策

a 施設（事業所）内の衛生管理（環境の整備等）
b ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策） 等

（イ）発生時の対応

a 発生状況の把握
b 感染拡大の防止
c 医療機関や保健所、関係機関との連携、行政等への報告等

（ウ）その他

発生時における施設（事業所）内の連絡体制 等

※（地域密着型）特養、老健、療養型医療施設、介護医療院については、「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止」として、指針を整備

3　基準条例にかかる経過措置について

＜感染症の予防及びまん延の防止のための措置＞

ウ 研修

(ｱ) 内容

・感染対策の基礎的内容等の知識を普及・啓発
・衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行

(ｲ) 頻度

・定期的（年２回以上）
※ショートステイは年１回以上
・新規採用時

※（地域密着型）特養、老健、療養型医療施設、介護医療院については、「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止」として、研修を定期的（年２回以上）、新規採用時に行う

＜参考＞厚生労働省「介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/kansentaisaku_00001.html

エ 訓練（シュミレーション）

(ｱ) 内容

・施設（事業所）内の役割分担の確認
・感染対策をした上でのケアの演習などを実施

(ｲ) 頻度

・定期的（年２回以上）
※ショートステイは年１回以上

※ 訓練の実施方法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施すること

※研修及び訓練について、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない

3　基準条例にかかる経過措置について

⑶ 虐待の防止

ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止検討委員会）

・虐待等の発生の防止・早期発見、虐待発生後の再発防止対策を検討
・管理者を含む幅広い職種で構成し、責務・役割分担を明確にする
・定期的に開催
・検討する内容

（ｱ）虐待防止検討委員会その他施設（事業所）内の**組織**に関すること
（ｲ）虐待の防止のための**指針の整備**に関すること
（ｳ）虐待の防止のための**職員研修**の内容に関すること
（ｴ）虐待等について、**従業者が相談・報告できる体制整備**に関すること
（ｵ）従業者が虐待等を把握した場合に、**長崎市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法**に関すること
（ｶ）虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる**再発の確実な防止策**に関すること
（ｷ）前号の再発の防止策を講じた際に、その**効果についての評価**に関すること

※委員会で得た結果は、従業者に周知徹底を図る

3　基準条例にかかる経過措置について

＜虐待の防止＞

イ 虐待の防止のための指針

（ｱ）施設（事業所）における虐待の防止に関する**基本的考え方**
（ｲ）虐待防止検討委員会その他施設（事業所）内の**組織**に関する事項
（ｳ）虐待の防止のための**職員研修**に関する基本方針
（ｴ）虐待等が発生した場合の**対応方法**に関する基本方針
（ｵ）虐待等が発生した場合の**相談・報告体制**に関する事項
（ｶ）**成年後見制度の利用支援**に関する事項
（ｷ）虐待等に係る**苦情解決方法**に関する事項
（ｸ）利用者等に対する当該**指針の閲覧**に関する事項
（ｹ）その他**虐待の防止の推進**のために必要な事項

3　基準条例にかかる経過措置について

＜虐待の防止＞

ウ 虐待の防止のための従業者に対する研修

（ｱ）内容

・虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発
・虐待の防止の徹底

（ｲ）頻度

・定期的（年２回以上）　※ショートステイは年１回以上
・新規採用時

エ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者

次の３点を適切に実施するため**専任の担当者**を置くこと
（ｱ）虐待防止検討委員会
（ｲ）虐待の防止のための指針
（ｳ）虐待の防止のための従業者に対する研修

※虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい

3　基準条例にかかる経過措置について

⑷ 認知症介護に係る基礎的な研修

ア 目的

介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現

イ 実施時期

令和６年３月３１日まで

※令和６年４月１日以降は、採用後１年以内

※ 研修受講対象外

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等

運営基準において実施等が必要な各種委員会、計画・指針、研修及び訓練

＜短期入所生活介護・短期入所療養介護＞

令和６年３月３１日までの経過措置

	委員会	計画・指針	研修	訓練
業務継続計画	―	計画	年１回以上 新規採用時	年１回以上
感染症の予防及びまん延の防止のための措置	おおむね ６月に１回以上	指針	年１回以上 新規採用時	年１回以上
虐待の防止	定期的	指針	年１回以上 新規採用時	―
認知症介護に係る基礎的な研修（無資格者のみ）	―	―	採用後 １年以内	―
非常災害対策	―	計画	―	定期的

上記以外に**事故発生防止の研修**も年１回以上の実施をお願いいたします。

運営基準において実施等が必要な各種委員会、計画・指針、研修及び訓練

＜特定施設入居者生活介護・認知症対応型共同生活介護＞

令和６年３月３１日までの経過措置

	委員会	計画・指針	研修	訓練
業務継続計画	―	計画	年2回以上 新規採用時	年2回以上
感染症の予防及びまん延の防止のための措置	おおむね ６月に1回以上	指針	年2回以上 新規採用時	年2回以上
虐待の防止	定期的	指針	年2回以上 新規採用時	―
認知症介護に係る基礎的な研修（無資格者のみ）	―	―	採用後 １年以内	―
身体拘束等の適正化	３月に1回以上	指針	年2回以上 新規採用時	―
非常災害対策	―	計画	―	特定は定期的 GHは月１回

上記以外に**事故発生防止の研修**も年１回以上の実施をお願いいたします。

運営基準において実施等が必要な各種委員会、計画・指針、研修及び訓練

＜介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護＞

令和6年3月31日までの経過措置

	委員会	計画・指針等	研修	訓練
業務継続計画	―	計画	年2回以上 新規採用時	年2回以上
虐待の防止	定期的	指針	年2回以上 新規採用時	―
認知症介護に係る基礎的な研修 （無資格者のみ）	―	―	採用後 1年以内	―
感染症の予防及びまん延の防止のための措置	―	―	―	年2回以上
感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止	おおむね 3月に1回以上	指針	年2回以上 新規採用時	―
身体拘束等の適正化	3月に1回以上	指針	年2回以上 新規採用時	―
非常災害対策	―	計画	―	定期的
事故発生防止	○（頻度なし）	指針	年2回以上 新規採用時	―
褥瘡対策	○（頻度なし）	指針	○（頻度なし）	―
入所に関する検討 ※（地域密着型）特養のみ	指針で定めた回数	指針	―	―
緊急時等の対応方法 ※（地域密着型）特養のみ	―	対応方針	―	―